

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ地震防災対策特別措置法）とは・・・

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等について定めることにより、災害対策基本法その他の法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としています。（第1条（要約）。）

南海トラフ地震防災対策推進地域とは・・・

神奈川県では横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町が指定されています。（第3条）

南海トラフ地震防災対策計画の作成と提出

南海トラフ地震防災対策推進地域内で、かつ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、特定の施設又は事業を管理し、又は運営する者は南海トラフ地震防災対策計画を作成し、都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければなりません。（第7条及び第4条に基づく南海トラフ地震防災対策推進基本計画第6章）※対象区域・事業者の詳細については神奈川県災害対策課のホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0311/>）に掲載

南海トラフ地震防災対策計画の特例

ただし、消防法に規定する消防計画や、火薬類取締法に規定する危害予防規程等を作成及び提出している事業者は、当該計画又は規程等において、津波からの円滑な避難に関する事項等について定めたときは、その事項を定めた部分（「南海トラフ地震防災規程」といいます。）を当該施設又は事業にかかる南海トラフ地震防災対策計画とみなすことができます。（第8条）

⇒南海トラフ地震防災規程を定めた場合、それぞれの法令で定める提出先に提出し、かつ、その写しを市町村長に送付しなければなりません。